

## 議案第85号

## 福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、道路の占用料の額を適正なものに改めるとともに、占用面積等に係る端数計算に関する規定を改める必要があるによる。

## 福岡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

- (3) 表示面積（広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。別表において同じ。）、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

円	円
2,300	2,900
3,600	4,500
4,800	6,100
2,100	2,600
3,300	4,200
4,600	5,700
210	260
21	26
13	16
2,000	2,600

1,300	1,600
4,200	5,200
1,800	2,200
12,000	17,000
4,200	5,200
88	110
130	160
190	230
250	310
380	470
500	630
880	1,100
1,300	1,600
2,500	3,100
5,000	6,300
13	16
42	52
3,300	4,200
2,100	2,600
1,300	1,600
4,200	5,200
4,200	5,200
Aに0.007を 乗じて得た額	Aに0.005を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.009を 乗じて得た額
Aに0.014を 乗じて得た額	Aに0.011を 乗じて得た額
6,000	8,500
3,600	5,100
4,200	5,200
120	170

別表中	3,800	を	5,500	に改め、同表備考第6項を削る。
	1,200		1,700	
	1,200		1,700	
	12,000		17,000	
	3,300		4,200	
	120		170	
	1,200		1,700	
	120		170	
	1,200		1,700	
	12,000		17,000	
	6,000		8,500	
	4,200		5,200	
	Aに0.046を 乗じて得た額		Aに0.044を 乗じて得た額	
	1,200		1,700	
	420		520	
	Aに0.015を 乗じて得た額		Aに0.012を 乗じて得た額	
	Aに0.033を 乗じて得た額		Aに0.025を 乗じて得た額	
	Aに0.007を 乗じて得た額		Aに0.005を 乗じて得た額	
	Aに0.011を 乗じて得た額		Aに0.009を 乗じて得た額	
	Aに0.014を 乗じて得た額		Aに0.011を 乗じて得た額	
Aに0.046を 乗じて得た額	Aに0.036を 乗じて得た額			
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.015を 乗じて得た額			
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.011を 乗じて得た額			

Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.031を 乗じて得た額
Aに0.011を 乗じて得た額	Aに0.011を 乗じて得た額
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.015を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.031を 乗じて得た額
Aに0.046を 乗じて得た額	Aに0.044を 乗じて得た額
Aに0.046を 乗じて得た額	Aに0.036を 乗じて得た額
Aに0.015を 乗じて得た額	Aに0.015を 乗じて得た額
Aに0.033を 乗じて得た額	Aに0.031を 乗じて得た額
Aに0.046を 乗じて得た額	Aに0.044を 乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長が指定する者が令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の規定により算定した占用料の額の合計額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の合計額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占用料の額の合計額は、調整後の合計額とする。

- (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第2条の規定により算定した占用料の額の合計額
- (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占用料の額の合計額

3 市長が指定する者以外の者が令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して道路を占有している物件について、改正後の条例第2条の規定により算定した占有料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、その者が納入すべき当該物件に係る占有料の額は、調整後の額とする。

- (1) 令和6年度 当該物件について改正前の条例第2条の規定により算定した占有料の額
- (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた占有料の額